

令和6年度広島中央エコパーク汚泥再生処理センター

精密機能検査業務

仕様書

広島中央環境衛生組合

一 般 仕 様 書

1 委託業務名

令和6年度広島中央エコパーク汚泥再生処理センター精密機能検査業務

2 適用範囲

本仕様書は、広島中央環境衛生組合（以下「本組合」という。）が行う精密機能検査業務に適用するもので、本仕様書に明記のない事項であっても業務上必要と思われる事については、本組合と協議の上、実施するものとする。

3 業務の目的

本業務は、本組合の広島中央エコパーク汚泥再生処理センターについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第5条」に基づく精密機能検査を実施する。

本業務では、施設の概要・運転実績、設備・装置等の状況検査、設置状況及び処理機能を検討し、今後の施設運営及び維持補修に必要な改善点を指摘し、改善案を提案することを目的とする。

4 業務実施方針

本業務実施に際しては、本組合において十分な検討の中で進めるものとする。

5 業務対象等

- (1) 業務主体 : 広島中央環境衛生組合
- (2) 施設名称 : 広島中央エコパーク汚泥再生処理センター
- (3) 施設所在地 : 東広島市西条町上三永10759番地2
- (4) 業務対象 : 汚泥再生処理センター（し尿等処理施設）
- (5) 処理能力 : 300kL/日
し尿 : 53 kℓ/日、浄化槽汚泥 247 kg/日
- (6) 処理方式 : 水処理設備 : 浄化槽汚泥混入率の高い脱窒素処理方式
+ 下水道放流

資源化設備：汚泥助燃剤化方式

6 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

7 管理技術者等

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、自己に代わって技術上の管理を行う管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、技術士法に定める技術士で衛生工学部門（廃棄物管理又は、廃棄物・資源循環）の資格保有者で、過去に同類の精密機能検査業務に従事した実績を有するものとする。
- (3) 照査技術者は、技術士法に定める技術士で、衛生工学部門（廃棄物管理又は、廃棄物・資源循環）の資格保有者とする。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約時点で6カ月以上の雇用関係）が確認できる書類（健康保険被保険者証）の写しを提出すること。
- (4) 管理技術者は、担当職員の指示に従い技術業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- (5) 業務の円滑な進行を図るため、委託者及び受託者は常に密接な連絡をとり、十分な協議を行い、支障のないようにしなければならない。

8 提出書類等

受託者は、業務の開始及び完了に当たって次の書類を提出し、本組合の承認を得なければならない。

- (1) 業務開始時
 - ① 業務着手届
 - ② 管理技術者届
 - ③ 業務工程表
- (2) 業務完了時

① 業務完了届

② 成果品及び納品書

- ・精密機能検査報告書 A4版 5部
- ・上記電子データ CD-R等 (PDF 及び Word ファイル) 1部
- ・打合せ議事録 A4版 1部

③ その他必要な書類

なお、承認された事項を変更しようとする時は、その都度承認を受けるものとする。

9 資料等の貸与及び返還

受託者は、貸与された関係資料等について借用書を提出するとともに、それらの貸与品は、委託業務完了後直ちに返還しなければならない。

10 遵守事項

受託者は、本業務について中立性を有し、知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

11 質 疑

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて質疑が生じた場合は、速やかに本組合と協議の上、受託者の意図を十分に理解し、本組合担当職員の指示に従い本業務を遂行するものとする。

12 協議記録等

受託者は、協議内容、確認事項及び変更内容を記載した記録簿等を作成し、提出しなければならない。

13 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行に当たり、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 「環境基本法」
- (2) 「循環型社会形成推進基本法」

- (3) 「一般廃棄物処理施設構造指針」及び、同「解説書」
- (4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同「施行令」、同「施行規則」
- (5) 「水質汚濁防止法」、同「施行令」、同「施行規則」
- (6) 「騒音規制法」、同「施行令」、同「施行規則」
- (7) 「振動規制法」、同「施行令」、同「施行規則」
- (8) 「悪臭防止法」、同「施行令」、同「施行規則」
- (9) 「都市計画法」、同「施行令」
- (10) 「建築基準法」、同「施行令」
- (11) 「広島県条例」、広島中央環境衛生組合の定める例規等
- (12) その他諸法令、関係通知及び諸基準

14 成果品の検査

受託者は、業務の完了に際し、本組合による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後、成果品内容に訂正、記載漏れ等の不備があった場合は、速やかに対応し再提出しなければならない。

15 成果品の提出

業務報告書の体裁、及び提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 精密機能検査報告書 (A4版) | 5部 |
| (2) 上記成果品についての資料 | 1式 |
| (3) 上記の電子データ | 1式 |

特記仕様書

本業務の実施は、「一般廃棄物処理施設精密機能検査実施要領（昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知）による他、つぎに示す事項を遵守して行うこと。

1 施設の概要調査

(1) 施設の概要及び処理工程

施設の規模、処理方式等について整理すること。

(2) 補修及び改良工事

過去の補修工事等について整理すること。

2 運転管理実績調査

以下の内容について過去の実績を整理すること。

(1) 運転管理状況

月別の受入量、脱離液量、発生汚泥量、希釈水量、使用電力量、補助燃料消費量等の運転実績を調査すること。

(2) 作業状況

受入、移送、生物処理、高度処理、汚泥処理等の工程ごとに、日常の作業状況を調査すること。また、沈砂槽、貯留槽の清掃、オイル点検等、定期作業の内容について調査すること。

(3) 水質検査

処理工程毎の処理状況を把握するため、生し尿、生物処理流出水、放流水等の水質（水温、pH、SS、BOD、COD、TP、TN、Cl⁻等）、返送汚泥、脱水ケーキ等の汚泥の質（蒸発残留物、SS、含水率等）を処理にそって調査すること。臭気については、設備の入口、出口の測定を行う。

なお、サンプリング及び分析項目は表-1、表-2、表-3」を基本とし、検査時の運転状況から処理機能の検討、評価に必要と判断されるものがあれば、検査担当者の判断で追加できるものとする。

(4) 処理条件と処理効果

投入工程、一次処理工程、二次処理工程、高度処理工程、臭気処理工程、汚泥処理工程について、それぞれの機能を設計基準と比較し検討すること。

3 設備等の状況調査

(1) 書類調査

設計図書、運転記録の点検、過去の事故等の状況について調査すること。

(2) 設備装置等の現状調査

各設備、装置、機器類について検査し、「良」・「要補修」・「要交換」・「改造」の4ランクに分けて判断し、その箇所を示すこと。検査は外観検査及び写真撮影により行うこと。

① 土木建築設備

各設備について亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水、浸水の有無等を検査すること。また、コンクリート及び水槽の防食塗装の劣化点検（目視等による）を行うこと。

② 機械設備

各設備について、腐食、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル、グリスの補給状況および損耗等を検査すること。

③ 電気設備

各設備について、腐食、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他配線、安全器の状況等を検査すること。

④ 配管および弁設備

各設備について、腐食、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査すること。

⑤ その他

全体的な水位高低関係、悪臭の発生等を検査すること。

4 改善点の指摘

これらの調査および検討の結果に基づき、施設の構造および維持管理上の問題点を指摘し、改善点を提示する。

また、特に施設の維持管理の改善、耐久性の向上等のために、以下の点を重点的に評価するものとする。

- (1) 設計との比較による設備、用役使用量等の確認
- (2) 劣化箇所の補修、改修、修理の検討
- (3) 将来（10年程度）の機器補修、交換のスケジュール
- (4) 今後の施設整備・運営について
- (5) その他

5 処理量の将来予測

人口及び下水道計画等から、将来（10年程度）の処理量について概算予測を行い、将来計画の参考資料とすること。